

2021年7月

宅建ファミリーパートナーの現状

ANNUAL
REPORT | 2021



宅建ファミリーグループ

目 次

◆ 会社概要	2
◆ トップメッセージ.....	2
◆ 経営理念・シンボルマークについて	2
◆ 宅建ファミリーグループについて	3
◆ 当社の概況及び組織に関する事項	4
◆ 当社の主要な業務の内容	6
◆ 当社の主要な業務に関する事項	7
◆ 当社の運営に関する事項	13
お客様本位の業務運営に関する基本方針について	13
内部統制基本方針について	14
リスク管理体制について	16
法令等遵守(コンプライアンス)の体制について	17
「お客様の声」の管理体制について	17
個人情報保護と取り扱いについて	18
反社会的勢力への対応について	22
◆ 直近の事業年度における財産の状況に関する事項	23

◆ 会社概要

名 称	株式会社宅建ファミリーパートナー K.K. Takken Family Partner
少額短期保険業者登録日	2020年5月12日
登 錄 番 号	関東財務局長(少額短期保険)第92号
資 本 金	2億3,000万円
本 社 所 在 地	〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-4 ニューライフビル7階
本 社 代 表 番 号	03(6261)3833
代 表 取 締 役 社 長	近藤 正

◆ トップメッセージ

弊社は、株式会社宅建ファミリーホールディングスの100%子会社の少額短期保険業者として、2020年7月1日に営業を開始いたしました。

弊社は、お客様に『安心』をご提供し、豊かな住生活の創造に貢献することを使命と考えております。

グループ会社である株式会社宅建ファミリー共済とともに、全国宅地建物取引業協会連合会の賛助会員として消費者保護に努めてまいります。

株式会社宅建ファミリーパートナー
代表取締役社長 近藤 正

～経営理念～

お客様に「安心」をご提供し、豊かな住生活の創造に貢献してまいります。

お客様の保護を第一と考え、リスクを避けた健全な経営を行います。

お客様のニーズを反映した商品の開発・販売に向けた最善の努力を行い、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会員が行う良質な賃貸住宅の提供に貢献してまいります。

～シンボルマークについて～

宅建協会のシンボルマークである『ハト』をモチーフにして、四葉のクローバーは、お客様の幸福な住生活を、緑の色は、お客様の希望や企業の成長を表現しています。



◆ 宅建ファミリーグループについて

宅建ファミリーグループは、(株)宅建ファミリーホールディングス・(株)宅建ファミリー共済・(株)宅建ファミリーパートナーで構成するグループです。

グループ各社は、宅建協会会員(全国に約10万社)の業務支援を目的に設立しました。

宅建ファミリーグループは、賃貸住宅にお住いのお客様に「安心」をご提供し、宅建協会会員が行う良質な賃貸住宅供給の一助となることで、社会に貢献してまいります。

株式会社 宅建ファミリーホールディングス

事業の内容 少額短期保険持株会社としてのグループ子会社の経営管理

資 本 金 100百万円

設 立 2018年11月1日

株式会社 宅建ファミリー共済

事業の内容 少額短期保険業

資 本 金 100百万円

設 立 2007年4月2日

株式会社 宅建ファミリーパートナー

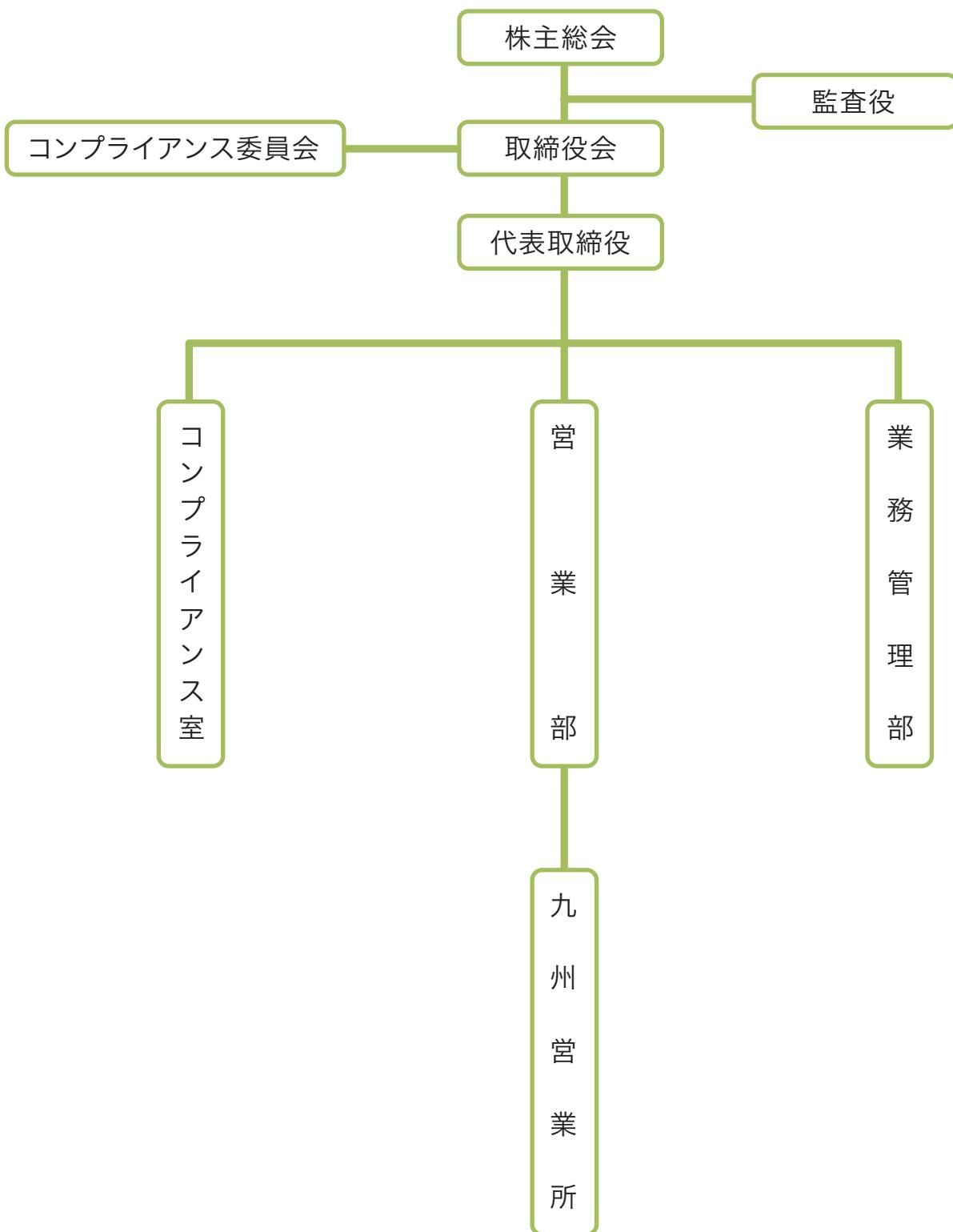
事業の内容 少額短期保険業

資 本 金 230百万円

設 立 2019年12月2日

1. 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 経営の組織(2021年7月1日現在)



(2)所在地(2021年7月1日現在)

本 社	東京都千代田区九段南3-3-4 ニューライフビル7階
九州営業所	福岡県福岡市東区馬出1-13-9 D-1ビル 201号室

(3)株式の状況(2021年7月1日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000株
- ②発行済株式の総数 2,000株
- ③株主数 1名

(4)主要な株主の状況(2021年7月1日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社宅建ファミリーホールディングス	2,000株	100%

(5)役員の状況(2021年7月1日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
近藤 正	代表取締役社長	該当事項はありません。
佐々 比呂之	取締役 業務管理部長	該当事項はありません。
大原 孝子	取締役(非常勤)	株式会社宅建ファミリーホールディングス 取締役
渡邊 均	監査役(非常勤)	株式会社宅建ファミリーホールディングス 監査役

2. 当社の主要な業務の内容

(1) 取扱商品

当社では、家財の損害を補償する商品を取り扱っております。

【家財総合補償保険 ハトマーク補償 プラスワン（家財限定プラン）】

（家財補償）

- 火災、落雷、風災、水災、盗難等による家財の損害や臨時費用、給排水管凍結損害修理費用、ドアロック盗難事故交換費用等の各種費用を補償いたします。

（住宅内入居者死亡費用補償）（特約）

- 特約がセットされ特殊清掃費用、遺品整理費用を補償いたします。

【家財総合補償保険 ハトマーク補償（家財限定プラン）】

住宅内入居者死亡費用補償（特約）が付帯されないプランです。

（2）保険の募集方法について

当社では、当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行っております。保険募集に従事する者は、当社が取り決めた一定の教育を終了後、特定非営利活動法人少額短期保険募集人研修機構が行う少額短期保険募集人試験に合格した者としております。

保険の募集に当たっては、保険の概要や注意を喚起すべき内容に関して、書面の交付及び説明を行い、保険申込みをされるお客様のご意向を十分に確認した上で、適切な内容の保険にご加入いただくことに努めております。

3. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 第2期(2020年度)の事業の概況

当社は、2019年12月に株式会社宅建ファミリーホールディングスの100%子会社として設立されました。2020年5月に少額短期保険業者として登録されたことから(関東財務局長(少額短期保険)第92号)、同年6月に社名を株式会社宅建ファミリー少短準備会社から株式会社宅建ファミリーパートナーに変更し、7月より保険募集を開始いたしました。また、10月には、より地域に密着し、きめ細やかな対応を行うことを目的として福岡県福岡市に九州営業所を開設いたしました。

当年度の業績は、次年度の共同保険開始に向けた対応を中心に活動し、保険の募集は家財総合補償保険に限定して行ったことから、保険料収入は46千円となりました。

保険金の支払いはありませんでした。

事業費は共同保険開始に向けた準備費用を中心に、96,971千円となりました。

以上から、経常損失は81,808千円、当期純損失は82,844千円となりました。

(2)直近の事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度 (当期)
経常収益	—	—	15,209
経常損失	—	9,705	81,808
当期純損失	—	10,079	82,844
資本金の額 (発行済株式の総数)	—	230,000 2,000株	230,000 2,000株
純資産額(保険業法第272条 の4第1項第3号の額)	—	—	367,075
総資産額	—	452,851	376,215
責任準備金残高	—	—	4
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	—	—	49,806,779.3%
配当性向	—	—	—
従業員数	—	4名	5名
正味収入保険料	—	—	4

1. 2019年12月2日に設立したため、2018年度の実績はありません。

2. 2019年度は保険業を開始しておりません。また、設立から3月31日までの4か月間の実績となります。

(3)直近の2事業年度における業務の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

種目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	4	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	—	—	4	100.0%

*正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料

(単位:千円)

種目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	46	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	—	—	46	100.0%

*元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金等を控除したものです。

③ 支払再保険料

(単位:千円)

種 目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	41	100%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	—	—	41	100%

*支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金を控除したものです。

④ 保険引受利益

(単位:千円)

種 目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	△81,808	100.0%
その他の保険	—	—	—	—
合 計	—	—	△81,808	100.0%

*保険引受利益とは、保険の引受に伴い生じた利益であり、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係わる事業費を控除し、その他の保険引受に係る収支を加味したものです。

⑤ 正味支払保険金

(単位:千円)

種 目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

*正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金等から再保険契約に基づく回収再保険金を控除したものです。

⑥ 元受正味保険金

(単位:千円)

種 目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

*元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受契約に係わる求償等により回収した金額を控除したものです。

⑦ 回収再保険金

(単位:千円)

種 目	2019年度		2020年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災・家財保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種 目	2019年度			2020年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災・家財保険	—	—	—	— %	2094223.3%	2094223.3%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	— %	2094223.3%	2094223.3%

*正味損害率 = 正味支払保険金等／正味収入保険料

*正味事業費率 = 保険引受に係る正味事業費／正味収入保険料

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

種 目	2019年度			2020年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災・家財保険	—	—	—	— %	1345515.8%	1345515.8%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	— %	1345515.8%	1345515.8%

*発生損害率 = 出再控除前の発生保険金等／(出再控除前の既経過保険料 - 発生解約返戻金等)

*事業費率 = 事業費／(出再控除前の既経過保険料 - 発生解約返戻金等)

*合算率 = 発生損害率+事業費率

*出再控除前の発生保険金等 = 支払保険金等+出再控除前の支払備金積増額

*出再控除前の既経過保険料 = 元受保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

④ 出再を行った再保険会社の数

2019年度	2020年度
—	3社

⑤ 出再を行った再保険会社のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2019年度	2020年度
100%	100%

⑥ 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	2019年度	2020年度
AA+ S&P	—	—
A+ S&P	—	81.0%
—	—	19.0%

⑦ 未収再保険金の額

(単位:千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
火災・家財保険		—	—
その他の保険		—	—
合 計		—	—

3. 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
火災・家財保険		—	—
その他の保険		—	—
合 計		—	—

② 責任準備金

(単位:千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
火災・家財保険		—	4
その他の保険		—	—
合 計		—	4

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位:千円)

項目	年度	2019年度	2020年度
利益準備金		—	—
任意積立金		—	—

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

項目	年度	2019年度	2020年度
損害率の上昇シナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	正味既経過保険料×1%		
経常利益の減少		—	7円

4. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位:千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		—	—	354,304	94.2%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		—	—	354,304	94.2%
総資産		—	—	376,215	100.0%

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

項目	年度	2019年度		2020年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		—	—	—	—
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
小計		—	—	—	—
その他		—		—	
合計		—		—	

*利回りは、運用収益／運用資産平均残高で算出しております。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

5. 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

項目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
		3	0	—	
火災・家財保険		3	0	—	4
その他の保険		—	—	—	—
合計		3	0	—	4

4. 当社の運営に関する事項

(1) お客様本位の業務運営に関する基本方針について

当社は、顧客本位の業務運営を定着・実行するため、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を制定しております。



お客様本位の業務運営に関する基本方針

株式会社宅建ファミリーパートナー（以下、当社）は、「お客様に「安心」をご提供し、豊かな住生活の創造に貢献してまいります」「お客様の保護を第一と考え、リスクを避けた健全な経営を行います」「お客様のニーズを反映した商品の開発・販売に向けた最善の努力を行い、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会員が行う良質な賃貸住宅の提供に貢献してまいります」という経営理念を掲げています。

当社は、この理念に基づき、お客様本位の業務運営を実現すべく、本方針を定めます。

方針1 お客様の声を経営に活かす取組み

当社は、お客様の声を前向きかつ積極的に受け止め、迅速・公平かつ適切な対応を行うとともに、お客様の視点で適切な業務運営を確立していくための絶好のチャンスと受け止め、商品・サービスの品質向上に努めます。

方針2 お客様ニーズに応える商品・サービスの提供

当社は、お客様に「安心」をご提供し、豊かな住生活の創造に貢献するために、お客様のニーズを反映した商品・サービスを開発し、お届けするよう努めます。

方針3 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客様のご意向にそった保険商品をご選択いただけるよう、お客様目線に立ったわかりやすい募集ツールの作成に努めます。

方針4 お客様の視点に立った保険金お支払い業務

当社は、保険金のお支払い業務が保険会社の最も重要な機能の一つであることを深く認識し、迅速かつ適正に保険金をお支払いするよう努めます。

方針5 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の把握および管理に努めます。

方針6 お客様本位の動機付けに向けた枠組み

当社は、社員や代理店に対してこれまで掲げてきた取組みを推進するために有用な枠組みを定め、継続的に実施してまいります。

(2) 内部統制基本方針について

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を制定しております。

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに株式会社宅建ファミリーホールディングス（以下「親会社」という。）との間で締結された経営管理契約等に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの基本となる「コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- (2) 当社は、会社全体の横断的なコンプライアンス体制を整備するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当要求等の拒絶等を徹底する。
- (4) 当社は、「内部監査規程」を定め、被監査部門から独立した親会社の内部監査部門による内部監査の実施等、内部監査について実効性のある体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等を、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク管理規程」を定め、管理しなければならないリスクを明らかにするとともに、リスク管理に関する方針及び体制を定める。
- (2) 「リスク管理規程」において管理対象としたリスクについて所管する当社の各部室が第一義の管理責任を負い管理するとともに、親会社に設置したリスク管理を統括する部署がリスクの管理状況を監視することにより牽制機能を発揮する。
- (3) 当社は、リスクをタイムリーかつ網羅的に特定したうえで、適切なリスク管理を行うために、毎年リスクアセスメントを実施し、リスク管理の状況について親会社に設置するリスク・コンプライアンス委員会に報告するとともに当社の取締役会で確認する。
- (4) リスク管理上の問題点が発見された場合、その内容に応じて、リスク管理を統括する部署・取締役会において適切な対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を開催し、取締役間における意思疎通・情報共有を促進するとともに、取締役会における適切な意思決定を行う。
- (2) 当社は、宅建ファミリーグループの中期事業計画に基づき毎年、事業計画を策定し、当該計画の実施状況について、取締役会において適時に検討・報告し、遂行状況の確認を行うとともに、これを親会社に報告する。
- (3) 親会社が定めた「グループ経営会議規則」に基づき、親会社及びグループ会社の取締役、執行役員等で構成するグループ経営会議において、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

- (4) 当社は、取締役の担当業務を明確にし、相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- (5) 業務の簡素化、明確化、適切な組織構築及び情報システムの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役員及び従業員が遵守すべきコンプライアンスの基本となる「コンプライアンス規程」を定め、「行動規範」を示すとともに、各部室長をコンプライアンス責任者とし、各部室のコンプライアンス推進に関し、中心的な役割を果たすことを定める。
- (2) 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する規程の整備並びに研修の実施等により、社員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) 当社は、内部監査体制を整備し、各部室における業務遂行状況を適切に把握するとともに、適時適切な助言及び勧告等を行う。

6. 宅建ファミリーグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結した経営管理契約に基づき、重要事項の決定等について、事前協議を行うとともに、業務等の遂行状況等を報告することにより情報を共有し、業務執行の適正を確保することに努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員の中から、監査役の職務を補助するための適切な者を配置する。
- (2) (1)に基づき配置された従業員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報を収集する権限を有する。
- (3) (1)に基づき配置された従業員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役の同意を得て行う。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に当該事項を報告する。
- (2) 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して隨時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- (3) 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が取締役、従業員、保険計理人との間で相互に意思疎通を図るための体制を整備する。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払等があったときは、その費用又は債務を処理する。ただし、監査役はその費用の支出にあたっては、その適切性等を検証しなければならない。

(3)リスク管理体制について

当社では、経営目標を達成するために管理しなければならないリスクを明らかにするとともに、それらリスクの管理に関して、全役員・社員が共通に認識しておかなければならぬ基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定しております。

<リスク管理の基本方針>

当社では、リスクについて「一定の社会・経済的な価値を失う可能性、または、一定の社会・経済的な価値を獲得することができない可能性」と定義し、常に損害のみが発生しうる「純粋リスク」と、利益を生むこともありうるもの損失が発生することもある「投機的リスク」に分類しております。

「純粋リスク」に対する管理方針は、リスクの発生を防ぐためのマニュアルや管理体制の整備を図り、損害を最小に収めるための予防・低減策の対応を図ることを基本とし、「投機的リスク」に対する管理方針は、リスクの把握等により、許容されるリスクの検証を行うことを基本としております。

<再保険について>

当社では、リスク管理の方策のひとつとして、再保険を行っております。再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約上の責任の一部を他の保険会社に移すことにより、危険の分散化・平準化を行うことです。

①再保険を付す際の方針

再保険の実施にあたっては、当社の経営の健全性の維持・資本効率の向上・事業収益の安定を目的として、保険業法等の法令に基づき、適切なリスクの分散と平準化を確実かつ効率的に運営・管理することを基本としております。

②再保険の出再先

再保険の出再先は以下のとおりです。

再保険会社名：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

トーア再保険株式会社

トランシアトランティック・リインシュアランス・カンパニー

再保険の出再先の選定にあたっては、以下の考え方を基本としております。

- ・安定したリスク移転の実行のため、出再先が健全な財務体質を有していること。
- ・リスクの集中を排除する観点から、複数の再保険先に出再すること。
- ・収益性の維持と継続的なリスク移転のため、適正な再保険料率による出再が行えること。

③再保険の内容

再保険期間を1年とする比例再保険により行っております。

④集積リスクに対する考え方

大規模地震や巨大台風などの巨大災害の発生は、当社の経営に大きな影響を与える可能性があります。巨大災害などの集積したリスクの発生に備えて再保険契約により保険責任の一定割合を移転しており、巨大災害が発生した場合においても当社が自ら負担する支払責任額は、純資産の額に比較して十分に低い額となるよう管理・統制しております。

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)の体制について

当社では、全社的にコンプライアンスを推進していくために、コンプライアンス委員会を設置し、併せてコンプライアンス規程を制定しております。

コンプライアンス規程 前文

コンプライアンスに関する社会の要請は、ますます高まってきており、株式会社宅建ファミリーホールディングス(以下「持株会社」という。)と傘下の企業各社(以下「子会社」という。)で構成する宅建ファミリーグループ(以下「グループ」という。)はこの時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識のもと、高い倫理観と合理的な判断に基づき、公正かつ誠実に行動することを決意し、ここにコンプライアンス規程を制定する。

グループ企業各社の役員、社員、派遣社員、受出入向社員は、この規程の理念が具体的行動になって生かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(5) 「お客様の声」の管理体制について(『指定紛争解決機関(指定ADR機関)』のご案内)

当社では、『お客様から寄せられる様々な声を、前向き且つ積極的に受け止めるとともに迅速且つ的確に行動し、お客様サービスの向上を図ることが重要である。』と規程に定め、実効性ある体制整備に努めています。お客様から寄せられる声を、所管する部署が一元管理して迅速な解決に努めるとともに、社員全員が情報を共有し改善に努めることでお客様サービスの向上を図っております。

なお、公平・中立な立場でお応えする機関として、当社が加盟する一般社団法人 日本少額短期保険協会においてもお客様からの苦情等を受付けております。お客様のご不満等で、当社との間で解決できない場合は、保険業法に基づく『指定紛争解決機関(指定ADR機関)』である一般社団法人 日本少額短期保険協会の下記『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL(フリーダイヤル): **0120-82-1144** (FAX:03-3297-0755)

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

(6)個人情報保護と取り扱いについて

当社では、お客様の住所・氏名等の個人情報を、必要な範囲内で適切な方法によって取得しています。個人情報の取得や管理等について、個人情報保護規程を制定し、適正な業務態勢の構築に努めています。

お客様の個人情報のお取り扱いについては、下記の個人情報保護方針を定め、当社ホームページで公表しております。

◆ 個人情報保護方針

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

弊社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、弊社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

（注）以下1.～11.の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書などにより、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を次の業務を実施する目的および下記5.および6.に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用いたしません。

- (1) 保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）および保険金等の支払
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (7) 弊社社員の採用、代理店の新設・維持管理
- (8) 問い合わせ・依頼等への対応
- (9) その他、お客さまとのお取引等を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

弊社では、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはできません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（下記「4. 個人データの取扱いの委託」をご覧ください。）
- (3) グループ会社※との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。）

(4) 少額短期保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記「6. 支払時情報交換制度」をご覧ください。)

※グループ会社とは、宅建ファミリーホールディングスおよびその子会社各社をいいます。

(具体的社名については、株式会社宅建ファミリーホールディングスのホームページをご覧ください。)

4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。((4)については、下記8. の個人番号および特定個人情報を含みます。)

(1) 保険契約の募集に関わる業務

(2) 損害調査に関わる業務

(3) 情報システムの保守・運用等に関わる業務

(4) 個人番号関係事務に関わる業務

5. 個人データの共同利用

上記2. (1)～(9)の利用目的および持株会社が子会社の経営管理のために、グループ会社との間で以下の通り個人データを共同利用することができます。但し、個人番号および特定個人情報を除きます。(下記「8. 特定個人情報の取扱い」をご覧ください。)

(1) 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

①株主の情報(氏名、住所、株式数等)

②弊社が保有するお客さまの情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容等)

③弊社が保有する代理店の店主・募集人の情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報等)

④弊社および持株会社に対して、お問い合わせ・依頼等をされた方の情報(氏名、連絡先、お問い合わせ内容等)

(2) 共同利用の個人データ管理責任者

株式会社宅建ファミリーホールディングス

6. 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者とともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とする目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

(<https://www.takken-fp.co.jp/policy/privacy.html#seido1>)

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

(<http://www.shougakutanki.jp/general/about/syoukai.html>)

7. センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報の取扱い

弊社は、個人番号および特定個人情報を番号法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか4. 9. 10. 11. をご覧ください。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データ等に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記11. お問い合わせ窓口までご連絡ください。

弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただきます。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示等請求手続の詳細は、次ページをご覧ください。

10. 個人データ等の安全管理

弊社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

11. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。

弊社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いならびに個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理措置に関するご照会・ご相談は、下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】



〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-4 ニューライフビル7階

フリーダイヤル **0120-2058-33**

受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除く）

開示等請求手続について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。弊社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入のうえ、以下の書類とともに指定の窓口までご送付ください。

(1) ご請求者がご本人の場合

- ・ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などの公的機関が発行した書類の写し

(2) ご請求者が代理人の場合

- ・代理人本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などの公的機関が発行した書類の写し
- ・委任状【ご本人が印鑑証明書の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。】、後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

2. 回答について

お受けした開示等請求については、弊社にて請求内容の確認・調査等を行い、ご本人に対し書面にて回答いたします。代理人からのご請求の場合は、当該代理人に対し回答いたします。なお、開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由を付して回答いたします。

3. 手数料について

開示請求に伴う費用については、実費をご請求することがあります。

【お問い合わせ窓口】



株式会社宅建ファミリーパートナー

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-4 ニューライフビル7階

フリーダイヤル **0120-2058-33**

受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除く）

(7) 反社会的勢力への対応について

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、適切かつ健全な少額短期保険業を行うために反社会的勢力に対する基本方針を定めています。



反社会的勢力に対する基本方針

宅建ファミリーグループ(以下、「当グループ」といいます。)は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当グループの「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1. 反社会的勢力との関係遮断

当グループは、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当グループ、当グループ従業者および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2. 組織としての対応

当グループは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業者の安全確保を最優先に行動します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当グループは、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切または異例な便宜の供与を行いません。

4. 外部専門機関との連携

当グループは、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言および協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当グループは、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

5. 直近の事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	期 別	第1期 (2020年3月31日現在)	第2期 (2021年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		450,636	354,304
現金		—	—
預貯金		450,636	354,304
有価証券		—	—
国債		—	—
地方債		—	—
その他の証券		—	—
有形固定資産		—	1,095
土地		—	—
建物		—	382
リース資産		—	—
建設仮勘定		—	—
その他の有形固定資産		—	712
無形固定資産		—	1,752
ソフトウェア		—	1,752
のれん		—	—
リース資産		—	—
その他の無形固定資産		—	—
代理店貸		—	—
再保険貸		—	5
その他資産		2,215	9,056
未収金		—	5,136
未収保険料		—	—
前払費用		358	344
未収収益		—	—
預託金		1,856	2,576
仮払金		—	—
関係会社未収入金		—	1,000
関係会社貸付金		—	—
その他の資産		—	—
前払年金費用		—	—
繰延税金資産		—	—
供託金		—	10,000
貸倒引当金		—	0
資産の部 合計		452,851	376,215

科 目	期 別	第1期 (2020年3月31日現在)	第2期 (2021年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負債の部)			
保険契約準備金		—	4
支払備金		—	—
責任準備金		—	4
代理店借		—	—
再保険借		—	8
短期社債		—	—
社債		—	—
新株予約権付社債		—	—
その他負債		2,931	9,127
借入金		—	—
未払法人税等		374	281
未払金		2,314	2,035
未払費用		—	—
前受収益		—	—
預り金		—	—
リース債務		—	—
資産除去債務		—	—
仮受金		—	—
関係会社未払金		243	6,810
関係会社借入金		—	—
その他の負債		—	—
退職給付引当金		—	—
役員退職慰労引当金		—	—
賞与引当金		—	—
その他引当金		—	—
価格変動準備金		—	—
繰延税金負債		—	—
負債の部 合計		2,931	9,139
(純資産の部)			
資本金		230,000	230,000
新株式申込証拠金		—	—
資本剰余金		230,000	230,000
資本準備金		230,000	230,000
その他資本剰余金		—	—
利益剰余金		Δ10,079	Δ92,924
利益準備金		—	—
その他利益剰余金		Δ10,079	Δ92,924
繰越利益剰余金		Δ10,079	Δ92,924
自己株式		—	—
自己株式申込証拠金		—	—
株主資本合計		449,920	367,075
その他有価証券評価差額金		—	—
繰延ヘッジ損益		—	—
土地再評価差額金		—	—
評価・換算差額等合計		—	—
株式引受権		—	—
新株予約権		—	—
純資産の部 合計		449,920	367,075
負債及び純資産の部 合計		452,851	376,215

2020年度貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。

2 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、法定繰入率により計上しております。

3 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

5 有形固定資産の減価償却累計額は、280千円であります。

6 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	39千円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	<u>35千円</u>
差額(イ)	3千円
<u>その他の責任準備金(口)</u>	<u>0千円</u>
計(イ+口)	4千円

7 1株当たり純資産額は、183,537円90銭であります。

8 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

(単位:千円)

科 目	期 別 第1期 〔2019年12月2日から 2020年3月31日まで〕	第2期 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	
		金 額	金 額
経常収益		—	15,209
保険料等収入		—	76
保険料		—	46
再保険収入		—	29
回収再保険金		—	—
再保険手数料		—	29
再保険返戻金		—	—
その他再保険収入		—	—
資産運用収益		—	—
利息及び配当金等収入		—	—
その他運用収益		—	—
その他経常収益		—	15,132
経常費用		9,705	97,017
保険金等支払金		—	41
保険金等		—	—
解約返戻金等		—	—
契約者配当金		—	—
再保険料		—	41
責任準備金等繰入額		—	4
支払備金繰入額		—	—
責任準備金繰入額		—	4
資産運用費用		—	—
事業費		9,705	96,971
営業費及び一般管理費		7,896	95,589
税金		1,797	880
減価償却費		12	501
退職給付引当金繰入額		—	—
その他経常費用		—	—
経常損失		9,705	81,808
特別利益		—	—
負ののれん発生益		—	—
特別損失		—	—
固定資産処分損		—	—
価格変動準備金繰入額		—	—
その他特別損失		—	—
契約者配当準備金繰入額		—	—
税引前当期純損失		9,705	81,808
法人税及び住民税		374	1,036
法人税等調整額		—	—
法人税等合計		374	1,036
当期純損失		10,079	82,844

2020年度損益計算書に関する注記

1 以下の収益及び費用に関する金額

(1) 正味収入保険料(保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額から再保険料及び解約返戻金等の合計額を控除した金額)は、4千円です。

(2) 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は、35千円です。

2 1株当たり当期純損失は、41,422円11銭であります。

3 関連当事者との取引

親会社及び関連会社 (単位:千円)

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	科目	期末残高(注1)
親会社	(株)宅建ファミリー ホールディングス	直接 100%	役員の兼任 2名	関係会社 未払金	2,000
関連会社	(株)宅建ファミリー 共済	—	役員の兼任 1名	関係会社 未収入金	1,000

(注1) 期末残高には消費税等を含めております。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第1期	第2期
		2019年12月2日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
保険料の収入		—	42
再保険による収入		—	24
保険金等支払による支出		—	—
解約返戻金等支払による支出		—	—
再保険料支払による支出		—	△ 33
事業費の支出		△ 7,507	△ 81,094
その他		—	—
小 計		△ 7,507	△ 81,061
利息及び配当金等の受取額		—	—
利息の支払額		—	—
契約者配当金の支払額		—	—
その他		—	—
法人税等の支払額		—	△ 1,128
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 7,507	△ 82,190
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		—	—
有価証券の取得による支出		—	—
有価証券の売却・償還による収入		—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—
その他		△ 1,856	△ 4,141
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,856	△ 4,141
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		—	—
借入金の返済による支出		—	—
社債の発行による収入		—	—
社債の償還による支出		—	—
株式の発行による収入		460,000	—
自己株式の取得による支出		—	—
配当金の支払額		—	—
その他		—	△ 10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		460,000	△ 10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		450,636	△ 96,331
現金及び現金同等物期首残高		—	450,636
現金及び現金同等物期末残高		450,636	354,304

2020年度キャッシュ・フロー計算書に関する注記

- 現金及び同等物の範囲は、現金、普通預金及び期間3ヶ月以内の定期預金であります。

(4) 株主資本等変動計算書

2019年度(2019年12月2日から2020年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剩 余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額									
新株の発行	230,000	230,000	—	230,000	—	—	—	—	460,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	Δ10,079	Δ10,079	—	Δ10,079
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	230,000	230,000	—	230,000	—	Δ10,079	Δ10,079	—	449,920
当期末残高	230,000	230,000	—	230,000	—	Δ10,079	Δ10,079	—	449,920

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	460,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	Δ10,079
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	449,920
当期末残高	—	—	—	—	—	449,920

2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本									自己 株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 緑越利益 剰余金	利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本剩 余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金						
当期首残高	230,000	230,000	–	230,000	–	–	Δ10,079	Δ10,079	–	449,920	
当期変動額											
新株の発行	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
剰余金の配当	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
当期純利益	–	–	–	–	–	–	Δ82,844	Δ82,844	–	Δ82,844	
自己株式の処分	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
当期変動額合計	–	–	–	–	–	–	Δ82,844	Δ82,844	–	Δ82,844	
当期末残高	230,000	230,000	–	230,000	–	–	Δ92,924	Δ92,924	–	367,075	

	評価・換算差額等				株式 引受権	新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差 額等合計			
当期首残高	–	–	–	–	–	–	449,920
当期変動額							
新株の発行	–	–	–	–	–	–	–
剰余金の配当	–	–	–	–	–	–	–
当期純利益	–	–	–	–	–	–	Δ82,844
自己株式の処分	–	–	–	–	–	–	–
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	–	–	–	–	–	–	–
当期変動額合計	–	–	–	–	–	–	Δ82,844
当期末残高	–	–	–	–	–	–	367,075

2020年度株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	2,000株	-	-	2,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

当該事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

当該事項はありません。

(5)保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

項目	2019年度末	2020年度末
(1)ソルベンシー・マージン総額	—	367,075
①純資産の部合計(繰延資産等控除後の額)	—	367,075
②価額変動準備金	—	—
③異常危険準備金	—	0
④一般貸倒引当金	—	0
⑤その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧将来利益	—	—
⑨税効果相当額	—	—
⑩負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
⑪控除項目(−)	—	—
(2)リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	—	1
保険リスク相当額	—	0
R ₁ 一般保険リスク相当額	—	0
R ₄ 巨大災害リスク相当額	—	0
R ₂ 資産運用リスク相当額	—	0
価額変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	0
再保険回収リスク相当額	—	0
R ₃ 経営管理リスク相当額	—	0
(3)ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	—	49806779.3%

1. 2019年度は、保険の引受を行っておりません。

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(前ページの(2))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:前ページ(1))の割合を示す指標として保険業法に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(前ページの(3))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①、②および下記④以外のもの
 - ④巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(6)時価情報等

- ①有価証券
該当ありません。
- ②金銭の信託
該当ありません。



株式会社宅建ファミリーパートナー

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-3-4 ニューライフビル7階 TEL 03(6261)3833